

八幡西区マスコットキャラクター「官兵衛タン」デザイン使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等による八幡西区マスコットキャラクター「官兵衛タン」(以下「キャラクター」という。)のデザイン使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(活用の推奨)

第2条 八幡西区役所は、キャラクターを多くの方に使用していただくことで八幡西区に対する愛着を醸成するため、広く積極的な活用を推奨するとともに、キャラクターのデザインデータの提供のため適切な措置を講じるものとする。

(使用の届出)

第3条 デザインは誰でも使用することができる。

2 八幡西区役所が使用目的や使用方法を把握して今後の広報活動の検討等に役立てるとともに、不適切な使用を防止するため、デザインを使用しようとする者は「使用届」(様式第1号)を区長に提出しなければならない。ただし、次条に該当する場合は除くものとする。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、「使用差止通知書」(様式第2号)により使用を差し止めることができる。この場合において、使用者に損害が生じても区長はその責めを負わない。

- (1) キャラクター又は北九州市のイメージを損なうと認められるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) 特定の政治又は宗教活動を目的とすると認められるとき。
- (4) 使用申請者が暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等であると認められるとき。
- (5) 定められた形式・色彩等を正しく使用していないと認められるとき。
- (6) キャラクター活用の趣旨に反する等、不適切な使用であると認められるとき。

(使用承認の申請)

第4条 次の者がデザインを使用しようとする場合は、前条の規定にかかわらず、「使用承認申請書」(様式第3号)及び「団体等役員一覧表」(様式第4号)を区長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、使用承認を申請する者は、前条第3項第4号に規定する団体等に該当しないことを確認するために、八幡西区役所が関係する行政機関に照会することに同意するものとする。

(1) 営利を目的として使用する者

2 使用承認の申請があった場合は、前条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、区長はデザインの使用を「使用承認書」(様式第5号)の交付をもって承認するものとする。この場合において、区長が必要と認めるときは、使用条件を付することができる。

(使用承認の取消)

第5条 区長は、前条の規定により承認したデザインの使用がこの要綱及び承認の条件に違反していると認められる場合は、「使用承認取消書」(様式第6号)により、当該デザインの使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、区長はその責めを負わない。

(使用料)

第6条 デザインの使用料は無償とする。

(デザイン)

第7条 キャラクターのデザインは、別表に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。